

# 東京都放課後子供教室推進事業実施要綱

19 教生社第 15 号  
平成 19 年 6 月 21 日  
最終改正 6 教地生第 227 号  
令和 6 年 5 月 30 日

## 第 1 目的

この要綱は、区市町村が実施する放課後子供教室推進事業について、円滑に進めるとともに、放課後等における児童生徒等の安全で健やかな居場所づくりを推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 放課後子供教室推進事業

### 1 趣旨

放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して、全ての児童生徒等の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動を行う。

また、これらの活動を通じて、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会を目指す。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、区市町村とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

なお、本事業を実施するに当たり、各実施主体は以下の（1）及び（2）を満たすことを要件とする。

#### （1）コミュニティ・スクールの導入

区市町村において、以下のア又はイのいずれかにより地方教育行政組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定に基づくコミュニティ・スクールを導入していること又は導入に向けた具体的な計画があること。

ア 区市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入していること。

イ 区市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するための導入計画を有していること又は事業を実施する当該年度に導入計画を策定すること。

#### （2）地域学校協働活動推進員等の配置

区市町村は、3 に示す事業内容を実施する場合には、地域学校協働活動推進員又は地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う地域コーディネーター等（以下「地域コーディネーター等」という。）を配置すること。

### 3 事業の内容

本事業の運営は、次により実施するものとする。

#### （1）放課後子供教室の実施

区市町村においては、域内の放課後子供教室推進事業及び児童福祉法（昭和 22 年

法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(学童クラブ)  
(以下「放課後対策事業」という。)の運営方策等を検討する運営委員会の設置や域内の放課後対策事業等の総合的な調整を担う者(以下「地域コーディネーター」という。)等の配置、様々な学習・体験・交流活動の実施等を行う。

本取組を実施する場合には、「放課後児童対策パッケージ」(令和5年12月25日付こ成環第196号、5文科教第1398号)に基づき、事業を実施するよう努めること。

また、文部科学省の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領(学校を核とした地域力強化プラン)」(令和6年3月14日総合教育政策局長・初等中等教育局長決定)による、「幅広い地域の方々の参画により、子供たちの豊かな人間性を育み、地域を創生する学校内外における活動(以下「地域学校協働活動」という。))への発展に努めること。

#### ア 必要な人員の配置

##### (ア) 地域コーディネーター

a 区市町村は、地域コーディネーターを配置すること。その配置に当たっては、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者が望ましい。

b 地域コーディネーターは、放課後子供教室と学童クラブとの連携についての調整のほか、学校や関係機関、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行うこと。

また、事業の実施に当たっては、学校支援活動等の活動間の連携を図るよう努めること。

##### (イ) 協働活動リーダー

区市町村は、放課後対策事業等における学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心に実施する者(以下「協働活動リーダー」という。)を配置することができる。

##### (ウ) 協働活動サポーター

区市町村は、放課後子供教室の実施のサポートや児童生徒等の安全を管理する者(以下「協働活動サポーター」という。)を配置することができる。

##### (エ) 特別支援・共生社会サポーター

区市町村は、特別な配慮を必要とする児童生徒等の活動をサポートする者(以下「特別支援・共生社会サポーター」という。)を配置することができる。

#### イ 運営委員会の設置

(ア) 区市町村は、域内の放課後対策事業の総合的な在り方や運営方法を検討する運営委員会を設置する。

なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

(イ) 運営委員会では、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、研修の企画を含む事業計画や、安全管理方策、広報活動方策の策定並びに事業実施後の検証・評価等を行う。

(ウ) 運営委員の選定に当たっては、地域学校協働活動を推進する趣旨を踏まえ、実情に応じて行政関係者(教育委員会、福祉部局及びまちづくり担当部局等)、学校運営協議会委員、学校関係者、学童クラブ関係者、社会教育関係者、学識経験

者、児童福祉関係者、PTA関係者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

#### ウ 研修等の実施

(ア) 区市町村は、域内の地域コーディネーターに対して、放課後子供教室の現状や推進方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、関係者間の情報共有に資する研修等を実施するよう努めることとする。

(イ) 区市町村は、放課後対策事業等における協働活動リーダーや協働活動サポーター等に対して、事業実施上必要な研修や、情報交換・情報共有等の放課後子供教室の円滑な実施を図るための研修等を実施するよう努めることとする。

#### エ 放課後子供教室の実施・運営

放課後子供教室の実施・運営に当たっては、地域の実情に応じた仕組みの下に、多様な地域学校協働活動の安定的・継続的な実施に努めるとともに、活動の充実を図ることとする。

なお、本事業の実施に当たっては、全ての児童生徒等を対象として、地域住民等の参画を得ながら、様々な学習支援活動、交流活動及び体験活動等の機会を定期的・継続的に実施する取組に努めることとする。

また、幅広い地域の方々の十分な参画を得た上で、教員の業務負担軽減や放課後児童対策等の課題解決に資する取組とすること。

#### オ 校内交流型の放課後子供教室及び学童クラブの実施

放課後子供教室を実施する場合には、放課後児童対策の一層の強化を図る観点から、学童クラブが存在していない地域等の放課後子供教室を除き、校内交流型を中心として、学童クラブと連携して事業を実施するよう努めること。

校内交流型の放課後子供教室及び学童クラブとは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で、放課後子供教室と学童クラブの両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものをいう。

#### カ 学校区ごとの協議会の設置

(ア) 放課後対策事業等の実施・運営に当たっては、具体的な教育活動の実施方法等の検討や事業関係者の情報共有を図るために、地域の実情に応じて、学校区ごとの協議会を設置することができる。

(イ) 放課後子供教室を学童クラブとの校内交流型で実施する場合には、活動プログラムの充実や学校施設等の活用を具体的に検討する必要があることから、学校区ごとの協議会を設置するよう努めること。

(ウ) 協議会の参加者は、学校関係者、学童クラブの従事者、地域コーディネーター等が想定される。

なお、協議会については、地域の実情に応じて、既存の組織等をもって代替することができる。

#### キ 放課後子供教室と学童クラブの連携による実施

現に公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後子供教室及び学童クラブについては、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施することは差支えない。このような校内交流型でない放課後子供教室及び学童クラブについても、両事業を連携して実施できるよう努めること。

#### (2) 放課後子供教室備品の整備

(1) に基づく放課後子供教室を新たに実施するため、実施施設に必要な設備の整備（備品の購入）を開設初年度に限り行うことができる（既存施設の改修を伴わな

いものに限る。 ) 。

また、既に実施されている放課後子供教室が、新たに学童クラブとの校内交流型で実施する初年度についても補助対象とする。

#### 4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする区市町村は、東京都が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

#### 5 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた区市町村は、東京都が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

#### 6 留意事項

- (1) 放課後子供教室は、児童生徒等の社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、児童生徒等が学校の教育活動外の時間帯に多くの大人と接することにより、地域の方々が児童生徒等の多様な側面を把握することができ、これらを学校の教職員等と共有することなどを通じて学校運営の円滑化にも資するものであることから、学校の教育活動と連携・協働した仕組みづくりに努めること。
- (2) 取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催し物等を実施する場合、又は国庫補助対象となる標準的な実施日数・時間数を超えて実施する場合等において、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求めるなどの工夫を行うことは差し支えない。
- (3) 対象となる児童生徒等の範囲は、地域の子供全般であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童生徒等に限定したり、国公立の設置者別に制限を設けたりすることなく、できる限り多くの児童生徒等が参加できるよう配慮すること。
- (4) 事業の一部を社会教育関係団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な事業運営がなされるよう、選定団体等への指導を徹底すること。
- (5) 区市町村においては、本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、事業実施前に「学校運営上の課題」や「学校と地域の課題」、「学校と家庭の課題」など、本事業で重点的に取り組む課題に応じた目標及び目標の達成度を測るための指標を設定し、都に報告すること。  
なお、区市町村においては、本事業で設定した目標等について、他の「学校における働き方改革」の取組状況等と併せて自治体ごとに公表すること。
- (6) 区市町村においては事業実施後に(5)で設定した目標の達成度等について、検証・評価等を行い、その結果について、検証・評価等を行うための基礎となったデータと併せて都に報告すること。  
なお、区市町村においては、検証・評価等の結果について、他の「学校における働き方改革」の取組結果等と併せて自治体ごとに公表すること。
- (7) 上記(5)(6)に定める目標等の報告や公表の事実が認められない場合、交付要綱第19の規定を適用するものとする。
- (8) 区市町村においては、上記(5)(6)に定める目標や取組結果等の公表と併せて、事業を実施する学校単位での「学校における働き方改革」の取組状況等の公表を積極的に行うよう努めること。
- (9) 本事業の実施に当たっては、政治活動又は宗教活動に利用しないこと。

## 7 費用

都は、上記 1 から 6 までの要件を満たした放課後子供教室推進事業（一部を委託して実施する場合も含む。）に対して、別に定める東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付要綱の規定により費用の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

### 附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。